

議案第11号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後				
第1条から第9条まで 略					第1条から第9条まで 略				
別表第1から別表第3まで 略					別表第1から別表第3まで 略				
別表第4（第2条関係）					別表第4（第2条関係）				
略					略				
略					略				
(1) 略					(1) 略				
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定等の 申請に係 る建築物	認定等に 係る評価 方法	床面積の合計			認定等の 申請に係 る建築物	認定等に 係る評価 方法	床面積の合計	
略					略				
2	一戸建て の住宅	略			2	一戸建て の住宅	略		
		その他の もの				そ の 他	<u>誘導 仕様 基準</u>	<u>200平方メー トル未満のも の</u>	<u>22,400円</u>

			200 平方メー トル未満のも の	略
			略	
3	共同住宅 等（共同 住宅、長 屋その他 の一戸建 ての住宅 以外の住 宅をいう。 以下この 別表にお いて同じ。）	略	その他の もの	

		の も の	によ るも の	200 平方メー トル以上のも の	<u>23,900円</u>
			その 他の もの	200 平方メー トル未満のも の	略
				略	
3	共同住宅 等（共同 住宅、長 屋その他 の一戸建 ての住宅 以外の住 宅をいう。 以下この 別表にお いて同じ。）	略	そ の 他 の も の	誘導 仕様 基準 によ るも の	300 平方メー トル未満のも の
					<u>39,900円</u>
					300 平方メー トル以上 2,000 平方メ ートル未満の もの
					<u>67,300円</u>
					2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの
					<u>119,900 円</u>
					5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ
					<u>180,100 円</u>

			300 平方メー トル未満のも の 略	略
略				
備考				
1 及び 2 略				
3 「 <u>モデル建物法によるもの</u> 」とは、 <u>建築物に係</u>				

			<u>一トル未満の もの</u>	
			<u>10,000平方メ ートル以上</u>	<u>328,800 円</u>
			<u>25,000平方メ ートル未満の もの</u>	
			<u>25,000平方メ ートル以上</u>	<u>554,600 円</u>
			<u>50,000平方メ ートル未満の もの</u>	
			<u>50,000平方メ ートル以上の もの</u>	<u>971,100 円</u>
		<u>その 他の もの</u>	300 平方メー トル未満のも の 略	略
略				
備考				
1 及び 2 略				
3 「 <u>モデル建物法</u> 」とは、 <u>建築物エネルギー消費</u>				

るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1の1－2ただし書及び2－1ただし書又は第3の2－1ただし書により評価したものをいう。

4 略

(2) 略

略

備考

1 及び 2 略

3 前号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

(3) 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の 認定の	変更の認 定に係る	変更の認定の申請 に係る建築物の部	

性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この別表及び別表第5において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

4 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する全ての部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

5 略

(2) 略

略

備考

1 及び 2 略

3 前号の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

(3) 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の 認定の	変更の認 定に係る	変更の認定の申請 に係る建築物の部	

	申請に係る建築物	評価方法	分の床面積の合計	
略				
2	一戸建ての住宅	略		
		その他のもの		
			200平方メートル未満のもの	略
			略	
3	共同住宅等	略		
		その他のもの		

	申請に係る建築物	評価方法	分の床面積の合計	
略				
2	一戸建ての住宅	略		
		その他のものの	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u> 11,800円
			<u>200平方メートル以上のもの</u>	12,600円
			<u>その他のもの</u>	200平方メートル未満のもの 略
3	共同住宅等	略		
		その他のものの	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u> 20,600円
			<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	34,300円
			<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	60,600円

			300平方メートル未満のもの	略
			略	
略				
備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。				
(5) 略				
略				

				の	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800 円
				の	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100 円
				の	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400 円
				の	
				50,000平方メートル以上のもの	487,100 円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	略
			略		
略					
備考 第1号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。					
(5) 略					
略					

備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、
この表についても適用する。

(6) 略

略

備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、
この表についても適用する。

(7) 略

別表第5 (第2条関係)

略

略

(1) 略

略

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の
部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」とい
う。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物
について建築物エネルギー消費性能基準等を定め
る省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第
1号。以下この別表において「省令」という。）第
1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大
臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法

備考 第1号の表の備考2、備考3及び備考5の規定
は、この表についても適用する。

(6) 略

略

備考 第1号の表の備考2、備考3及び備考5の規定
は、この表についても適用する。

(7) 略

別表第5 (第2条関係)

略

略

(1) 略

略

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の
部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」とい
う。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物
について省令第1条第1項第1号ただし書に規定
する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に
評価できる方法と認める方法により一次エネル
ギー消費量（同号イの一次エネルギー消費量をい
う。）に係る計算を要しない既存部分があるとき

と認める方法により一次エネルギー消費量（同号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積。次号の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2から4まで 略

(2) 略

(3) 略

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
略				
2	一戸建ての住宅	略		
		その他のもの		

は、当該既存部分の床面積を除いた床面積。次号の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2から4まで 略

(2) 略

(3) 略

項	区分			金額	
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計		
略					
2	一戸建ての住宅	略			
		その他の	<u>誘導仕様基準</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,100円</u>
			<u>の</u>	<u>200平方メー</u>	<u>21,600円</u>

			200 平方メー トル未満のも の	略			も の	<u>る も の</u>	<u>トル以上のも の</u>	
			略					<u>そ の 他 の もの</u>	200 平方メー トル未満のも の	略
									略	
3	共同住宅 等（共同 住宅、長 屋その他 の一戸建 ての住宅 以外の住 宅をいう。 以下この別表 において 同じ。）	略			3	共同住宅 等（共同 住宅、長 屋その他 の一戸建 ての住宅 以外の住 宅をいう。 以下この別表 において 同じ。）	略			
		その他の もの					そ の 他 の も の	<u>誘 導 仕 様 基 準 に よ る も の</u>	<u>300 平方メー トル未満のも の</u>	<u>37,600円</u>
									<u>300 平方メー トル 以 上 2,000 平方メ ートル未満の もの</u>	<u>65,000円</u>
									<u>2,000 平方メ ートル 以 上 5,000 平方メ ートル未満の もの</u>	<u>117,600 円</u>
									<u>5,000 平方メ ートル 以 上 10,000 平方メ ートル未満の</u>	<u>177,800 円</u>

			300平方メートル未満のもの	略
			略	
略				
備考				
1 から 3 まで 略				

			<u>もの</u>	
			<u>10,000平方メートル以上</u>	<u>326,500</u> 円
			<u>25,000平方メートル未満のもの</u>	
			<u>25,000平方メートル以上</u>	<u>552,300</u> 円
			<u>50,000平方メートル未満のもの</u>	
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>968,800</u> 円
		<u>その他のもの</u>	300平方メートル未満のもの	略
			略	
略				
備考				
1 から 3 まで 略				
<u>4 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供す</u>				

4 略

(4)及び(5) 略

(6) 略

項	区分			金額
	変更の 認定の 申請に 係る建 築物	変更の認定 に係る評価 方法	変更の認定の申 請に係る建築物 の部分の床面積 の合計	
略				
2	一戸建 ての住 宅	略		
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	略
			略	
3	共同住 宅等	登録住宅性 能評価機関 等が性能向	略	
			5,000平方メートル以上10,000	<u>46,800</u> 円

る全ての部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

5 略

(4)及び(5) 略

(6) 略

項	区分			金額		
	変更の 認定の 申請に 係る建 築物	変更の認定 に係る評価 方法	変更の認定の申 請に係る建築物 の部分の床面積 の合計			
略						
2	一戸建 ての住 宅	略				
			そ の 他 の も の	誘導仕 様基準 による もの	200平方メート ル未満のもの	10,700 円
					200平方メート ル以上のもの	11,400 円
				そ の 他 の も の	200平方メート ル未満のもの	略
					略	
3	共同住 宅等	登録住宅性 能評価機関 等が性能向	略			
			5,000平方メー トル以上10,000	46,600 円		

上基準に適合すると認めたもの	平方メートル未満のもの	
	略	
その他のもの		

上基準に適合すると認めたもの		平方メートル未満のもの	
		略	
その他のものの	誘導仕様基準によるもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,400円</u>
		<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>33,100円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>59,400円</u>
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>89,600円</u>
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>164,000円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未</u>	<u>277,300円</u>

			300 平方メートル未満のもの	略
			略	
略				

備考 第 1 号の表の備考 4 並びに第 3 号の表の備考 2 及び備考 3の規定は、この表についても適用する。

(7)及び(8) 略

(9) 略

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
略				
2	一戸建ての住宅	略		
		その他のもの	仕様基準によるもの	略
			略	

			<u>満のもの</u>	
			50,000平方メートル以上のもの	486,000円
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	略
			略	
略				

備考 第 1 号の表の備考 4 及び第 3 号の表の備考 2 から備考 4 までの規定は、この表についても適用する。

(7)及び(8) 略

(9) 略

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
略				
2	一戸建ての住宅	略		
		その他のもの	仕様基準等によるもの	略
			略	

3	共同住宅等	略		
		その他のもの	<u>仕様基準</u> によるもの	略
			略	
略				

備考

1 から 4 まで 略

5 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。

(10) 略

以下 略

3	共同住宅等	略		
		その他のもの	<u>仕様基準等</u> によるもの	略
			略	
略				

備考

1 から 4 まで 略

5 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。

(1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に規定する基準

(2) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準

(10) 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。